

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日	
条例の題名	興行場法施行条例	公 布 日	昭和59年7月3日	
条 例 番 号	昭和59年三重県条例第20号	直 近 改 正 日	平成17年3月28日	
所管部局課	健康福祉部食品安全課	電 話 番 号	059-224-2359	
条例の概要	興行場法の施行に関し、入場者の衛生に必要な措置の基準等について、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	規制型 委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	興行場法の換気、照明、防湿及びその他入場者の衛生に必要な措置を定めるという条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公衆衛生の向上のため公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	興行場法第2条第2項、第3条第2項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	興行場法第2条第2項及び第3条第2項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	興行場法の施行に必要な規定を定めているもので、整合が図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	いいえ	空気環境の基準はビル管法の適用を受ける。	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正を 検討す る	空気環境の措置基準(炭酸ガス濃度等)は、ビル管法の基準と整合性をとっているが、ビル管法の基準値が平成16年に改正されているため。	無	無